

参考 『オーバーヘッドとは』

(1) 国立大学法人化の影響

政府の行政改革の一環として、平成 16 年 4 月から国立大学が国立大学法人となった。それまで研究費の財源として政府などからの機関補助(政府資金)に頼るところが多かった国立大学は、競争原理の導入で減少する機関補助に代わる財源として、科研費や各省庁の研究資金について『研究費に対する一定比率の間接経費を配分する』こととなった。

今日の国立大学では、大学の運営経費を確保するための活動が積極化しつつあり、最近では民間助成金(国立大学では奨学寄付金という)についても国の科研費や研究資金と同等に考え、大学の運営経費を負担させる動きが強まっている。

(2) 間接経費とオーバーヘッド

「間接経費」と「オーバーヘッド」についての正確な定義はないようだが、いずれも大学の運営経費を構成するものであり、一般的に「間接経費」とは、もっぱら政府資金の外部資金を対象とするのに対し、「オーバーヘッド」は民間資金(助成財団の奨学寄付金と企業の受託研究費)を主な対象としている。

間接経費では大学の資源(電気・水道費など)の使用料金以外に、他の教育研究や大学の管理運営費を負担するのに対し、民間資金は用途が限定(助成金の場合採択課題の制約がある)されているという違いがある。(したがって他の研究費に流用するのは、ルール違反となる。)

(3) オーバーヘッドと助成財団

助成財団の研究助成金は、大学当局ではなく研究者個人を対象としているが、最近の国立大学では個人宛の研究費は全て大学に納付してもらう委任経理を強制しているようで、大学事務局で経費に関する諸手続きを行っているのが現状であり、助成金の一定割合をオーバーヘッドとして強制的に徴収するケースが多い。

助成財団は委任経理に基づく決算報告を大学事務局から受け取ることになるが、助成申請の際の費用明細にオーバーヘッド相当分が含まれているかどうかは、申請書にどのように記載されているかによって、分かる場合と分からない場合があり、一般的には分からないケースの方が多いと考えられる。したがって助成財団に対する会計報告の際に、助成先の研究者から「オーバーヘッドをどのように記載したらよいのか」の問い合わせを受け、そこで初めて助成財団側がオーバーヘッドの存在を知ることになるのが実情である。

(4) オーバーヘッドに対する今後の対応

オーバーヘッドは民間資金が対象になっているが、民間資金の中でも大学側の政策的な理由で大学独自の判断でオーバーヘッドを徴収しないケースがある。学生に対する奨学金や、国際交流事業に関するものなどである。

確かに理工学系の研究助成では大学資源を消耗する割合が高く、研究助成に必要な資金として、それらの経費が必要であることは疑問の余地はない。しかしながら民間資金でも企業の委託研究費などは、企業が営利事業を遂行する上で必要だから支出するのであって、研究過程に必要な学校側の経費を負担することは契約上の条件としてむしろ当然である、といえよう。反対給付を求めない助成財団の助成金(奨学寄付金)とは意味するところが異なる。

国の巨額な研究費支援策に対し、低金利下で助成資金の減少に悩む助成財団としては、研究助成金が有効に研究者に使用されることを求めており、今後民間助成金(奨学寄付金)の取り扱いについて、大学当局と助成財団との共通のルール作りが必要であると考えられる。